

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（８７）

2. 日時：令和３年７月２７日（火）１０：２０～１０：５０

3. 場所：原子力規制庁１０階南会議室
本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与

長官官房技術基盤グループ システム安全研究部門

石津主任技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他１０名

5. 要旨

原子力規制庁から、７月２６日に実施した「第４０８回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」において提示した、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設「常陽」の新規制基準に係る設置変更許可申請に対する当面の審査の進め方」（以下「当面の審査の進め方」という。）に対し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、以下の項目について事実確認があった。

（１）BDBA を超える事象における設備のフラジリティの考慮について

（２）BDBA を超える事象における手順書の整備について

（３）BDBA における有効性評価の保守性について

（４）ナトリウム燃焼に対する防護措置について

原子力規制庁から、上記について以下のとおり補足説明を行った。

（１）について、耐震裕度の低い機器の破損を想定しているが、フラジリティ評価の結果、耐震裕度の低い機器の破損ではナトリウムの漏えい規模

- が小さい場合には、耐震裕度の高いもののナトリウム漏えいの影響が大きい機器を任意に破損させる事象も考慮する必要があると考えている。
- (2) について、具体的な手順書の審査は、後段の保安規定の審査において確認することになるので、設置変更許可の審査の段階では、現実性のある手順書が整備される見込みであることを確認する考えである。
- (3) について、有効性評価に当たっては、解析対象の現象を十分に検討しないままに過度な保守性を持たせることを認めることはできないと考えており、解析コードの妥当性を確認しつつ、保守性を持たせた場合でも合理的な範囲で最適な評価となっていることを確認する方針である。
- (4) について、令和3年度原子力規制委員会(5月26日)で審議された内容を踏まえた火災防護措置となっていることを確認する方針である。

原子力機構から、了解した旨の返答があり、当面の審査の進め方を踏まえた説明を準備する表明があった。

6 . 配布資料なし